

医療制度に関する意見書の提出について

医療制度に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年12月22日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか36名

(自民党市議団, 公明党市議団,
無所属(補), 無所属(副))

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 財務大臣, 厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

医療制度に関する意見書

我が国の国民皆保険制度は、所得の多寡に関わりなく、誰もが等しく平等な医療を受けられる優れた制度である。国民皆保険を基盤として、ここ京都においても、取組を進めている地域の医療機関等との連携による京都市版地域包括ケアシステムの構築等、持続可能な社会保障制度の確立は、全ての国民の願いであり、その実現に向けて国民に必要かつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源の確保が求められる。

また、医療機関の控除対象外消費税問題の抜本的解決がされないまま、10パーセントへの消費税の増税が行われた場合、国民、医療機関に更なる負担が生じることとなる。医療提供体制を維持していくためにも、可及的速やかな消費税問題の抜本的な改革が必要である。

よって国におかれては、全ての国民が安心して良質な医療を平等に受け、医療機関も質の高い医療を提供し続けられるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国民皆保険制度を堅持すること。
- 2 必要かつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源を確保すること。
- 3 医療機関の控除対象外消費税問題の抜本的解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。